

(案)

資料3

箕 開 委 第 号
平成 26 年(2014 年) 月 日

箕面市長 倉 田 哲 郎 様

箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会
委員長 小西 砂千夫

開発事業等緑化負担税の導入について (答申)

平成 26 年 6 月 18 日付け箕み政第 91 号をもって当委員会に諮問された標
題のことについて、下記の通り答申します。

記

I. はじめに

当委員会は、平成 26 年 6 月 18 日に、箕面市長から「開発事業等緑化負担
税の導入について」の諮問を受け、6 回にわたり公開で委員会を開催し慎重に
検討を重ねるとともに、パブリックコメントを行い、市民や納税義務者となり
得る方々に広く意見を募ってきました。

また、この答申は、当委員会が箕面市が行ってきた税の導入検討過程と導入
決定に至った経緯などをふまえて税の目的を検討することから始めたもので
あり、その目的を実現するための税制となるよう議論を重ね、とりまとめたもの
です。

II. 諮問原案からの変更点等について

1. 税の目的について

諮問原案では、税の目的が明記されていませんでしたが、委員会における税
制の検討の前提となる理念に関わることであり、「本市の貴重な財産である良好
な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって維持、保全し、
向上させるため、必要となる施策の展開及び充実に要する費用に充てる」と目
的として追記すべきと判断しました。

文言については、箕面市において、良好な自然環境や都市環境は貴重な財産
であるという共通認識の下、農地保全も含めた表現とするとともに、維持・保
全だけでなく向上させることを追記するようにしました。

2. 徴収方法について

諮問原案どおり「申告納付」に変更ありません。

事業者が建設行為を行う過程での市役所への一連の手続における許可、協議完了等の後2ヶ月以内に事業者が対象面積等の必要事項を申告し、納付するものです。

今回の制度においては、建設行為を行う過程で必ず市役所の窓口で行う手続きがあり、その機会に合わせて、申告納付の周知を行うことにより、確実に納税義務者が認知し、課税漏れも生じにくいことから、市が課税内容を決定する賦課徴収より適当なものと判断しました。

3. 課税客体について

諮問原案では、「経済活動につながる建設行為」でしたが、「経済活動につながる」という用語は、他の法令においても使用例が見られず、また定義が曖昧で税制に使用する文言としては適当でないことから、他法令に使用例がある「事業として」という文言を用い、「事業として行う建設行為」という表現に改めるべきと判断しました。

4. 税収の使途について

諮問原案では、「森林環境・都市環境（市街地のみどり・農地）の保全等」でしたが、新たに設定した税の目的との整合を図るため、「自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持・保全・向上に要するもの」に改めました。

新たに課税を行う以上は、使途となる事業の選択において、それが箕面市の魅力を高めるものとなり、有効に使われるよう効率的な運用に努めてください。

また、税収の使途の透明性の確保については、新たに専用の基金を創設し、税収をその基金に繰り入れた上で、それぞれの事業に充当することとしました。このことと併せて、税収を充てた事業を毎年市民や納税者に公表することとし、税収が入る時点と事業に充当した時点の両面で透明性を確保すべきと考えます。

税収を充当した事業については、5年目、10年目に検証会議を行い、上記の趣旨に沿ったものとなっているかを検証し、市民や納税者が納得できるものとなるよう努めてください。

5. 課税標準について

諮問原案では、「住宅の戸数、店舗等の面積」でしたが、「建設行為の行われる土地の指定容積率を考慮した敷地面積」に改めるべきと判断しました。

諮問原案の内容は、住宅と店舗等で課税標準が異なることによる公平性確保への懸念や、建築計画の変更に伴う戸数や面積の変更による税額変更の取り扱いが複雑になりすぎること等の問題点がありました。

委員会では、税率の議論と併せて、1戸あたりの定額とする税率、面積に応じ

た段階別の税率、面積に応じて一律に乗じる税率とすることや、すべての建築物の課税標準を延床面積とし、住宅と店舗等で過去の容積率の傾向から係数により差をつけることなど様々な観点から慎重な検討を行いました。

結論としては、いずれの建築物でも共通となる敷地面積を基本としつつ、低層・低密度の建築物と高層・高密度の建築物のバランスを図る考え方として、その土地に定められている指定容積率を用い、より客観的な数値により算出される制度となるよう最終的に判断しました。

6. 納税義務者について

課税客体である「事業として行う建設行為」を行う者が納税義務者となることが、課税手続きの過程において確実に把握でき、より適当であることから、諮問原案どおり「建設行為を行う事業者」とすべきと判断しました。

なお、事業者には個人事業者も含まれます。

7. 税率について

諮問原案では、「住宅及び共同住宅は1戸あたりの税額、店舗等は面積区分ごとの税額」でしたが、課税標準の変更に合わせて、財政需要約3,000万円より算出した結果、建物用途にかかわらず「敷地面積1㎡あたり250円」と改めるべきと判断しました。

税率については、住宅と店舗等との金額の差が不公平なものでないことや、納税義務者に過度な負担とならないことに重点を置いて検討し、税率を決定しました。

なお、ここでの敷地面積は、まちづくり推進条例に基づき義務づけられる緑化面積を控除するものとします。

また、委員会やパブリックコメントでは、事業者の規模や所在地によって税率に差を設けるべきとの意見もありましたが、税の目的に沿って検討したところ、委員会としては採用しないこととしました。

ただし、税の目的とは別に、市の政策判断として税の減免措置をとることはあり得るところです。減免措置を設ける際は、対象について明示的に定め、納税者及び市民にとってわかりやすい運用に努めてください。

8. 収入見込額について

諮問原案どおり「年間約30,000,000円」とすべきと判断しました。

これは、現在市が行うみどり関係事業費の今後の増加見込額とみのお山麓保全ファンドの不足額を合わせると、平成28年度から平成37年度までの10年間で合計4億円程度の財政需要が発生することから、必要と見込まれる額を設定しています。

9. 非課税事項について

諮問原案では、「経済活動を目的としない個人による自己居住用の住宅の建築等」でしたが、税の目的に鑑みて課税することが適当でないものを検討し、修正しました。

上記の考え方に基づくと、課税客体は「事業として行う建設行為」であり、事業として行うものは反復・継続して行うものであることから、「個人による自己居住用の建築等」は事業ではなく、課税客体の定義に該当しないことから、これを削除するものとししました。一方で、自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持、保全、向上に資する農林漁業に用いるための建設行為を課税対象とすることは税の目的に合致しないことから、「農地及び森林の維持、保全に資する農林漁業用倉庫の建設行為」を非課税事項として追記しました。

また、課税標準を変更したことに伴い、建築物の建て替えや増築などを行う際、広大な敷地で小規模な建築行為を行う場合には、建築物の規模に対して税額が過大となりすぎる恐れがあることから「同一事業者が同一敷地において同一事業を継続するため行う建設行為」を非課税事項として追記しました。

10. 徴税費用見込額について

諮問原案では「不明」でしたが、徴税費用を把握することが、事業に充当できる税収額に影響することから、予想される建設行為の数から課税手続きにかかる人件費や事務費に関する事務局の算出結果をもとに、年間約100万円を見込むべきと判断しました。

11. 課税を行う期間

諮問原案どおり「10年間」に変更ありません。

法定外税の期間設定にあたっては、5年ごとに期間を定め、効果やその時点の経済情勢から延長の是非を判断や制度の見直しを行うことが一般的といえます。

この税の財政需要については、市の事業が増加傾向にあることや、みのお山麓保全ファンドの過去10年間の実績からも、社会情勢の変化により需要が変わるようなものではないことが明確であることから、課税期間は「10年間」とすべきと判断しました。

加えて、10年後を目途に社会情勢等を踏まえ延長等について検討するものとしています。

Ⅲ. 結論

開発事業等緑化負担税（案）

【目的】本市の貴重な財産である良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって維持、保全し、向上させるため、必要となる施策の展開及び充実に要する費用に充てる

課税団体名	大阪府 箕面市		
(イ)税目	開発事業等緑化負担税	(ロ)徴収方法	申告納付
(ハ)課税客体	事業として行う建設行為		
(ニ)税収の使途	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持・保全・向上に要するもの		
(ホ)課税標準	建設行為の行われる土地の指定容積率を考慮した敷地面積		
(ヘ)納税義務者	建設行為を行う事業者		
(ト)税率	250 円／㎡		
(チ)収入見込額	年間約 30,000,000 円		
(リ)非課税事項	以下の建設行為を行うとき 1. 同一事業者が同一敷地において同一事業を継続するため行う建設行為 2. 農地及び森林の維持、保全に資する農林漁業用倉庫の建設行為		
(ヌ)徴税費用見込額	約 100 万円		
(ル)課税を行う期間	10 年間		
(ヲ)その他必要事項			

※上記各項目の解説については、別添資料を作成していますのでこの答申と合わせて参照してください。

IV. おわりに

今後、関係条例の制定及び制度の運用に当たっては、本税制が箕面市の魅力を高め、市民や事業者にとって有益なものとなるよう、この答申及び当委員会の検討過程を基本方針として十分尊重し、滞りなく税制の実施に向け所定の手続きを行ってください。

なお、今後、本税の実施にあたっては、市民、納税義務者及び関係者に対して、税制の周知期間を十分にとり、理解と納得を得られるよう努力した上で、施行できるよう配慮してください。